第二回住まいのGoodAirEXPO出展・協賛申込書

出展に関する規約に同意し以下の通り出展を申し込みます。印をしてメールまたは郵送でお送りください。

　　　記入日　年　月　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 企業・団体名 |  | |
|  | |
| 所在地 | 〒　　　- | |
| 代表者名 |  | |
| ㊞ | |
| 出展担当者名 | フリガナ | |
|  | |
| 担当者連絡先 | ＴＥＬ |  |
| ＦＡＸ |  |
| Ｅmail |  |
| URL |  | |
| QRコード | ホームページやSNSなどのQRコードが書いたものをメールで1種類送ってください。 | |
| ロゴまたはバナー | 1種類、メールで送ってください。 | |
| 請求書  送付先住所 |  | |

■　出展内容

|  |
| --- |
| 出展内容をお書きください。（20文字以内） |

■　クイズラリー内容

（来場者が各ブースのクイズをみて回答します。すべてのブースを回ったら商品を獲得する参加型ゲームです）

　　小学低学年が答えられる内容にしてください。答えは、**各ブースで大きく表示してください。**

|  |
| --- |
| 問題 |
| 答え |

例）問題

・人は1日何キログラム空気を吸っているでしょうか？

答え

・１５㎏

■　出展形態（□に✓を記入してください）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 出展形態 | 申込数 | 出展料金/小間 | 出展形態 | 申込数 | 出展料金/小間 |
| * ブース（A） | 小間 | 100,000円（税別） | * ブース（C） | 小間 | 10,000円（税別） |
| * ブース（B） | 小間 | 50,000円（税別） | * 特別企画   ブース（D） |  | 45万円（税別） |

■　協賛

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 協賛形態 | 申込数 | 出展料金/小間 | 出展形態 | 申込数 | 出展料金/小間 |
| □プラチナ協賛 |  | 50,000円（税別） | * 協賛 |  | 10,000円（税別） |
| プラチナ協賛  （出展社特別価格） |  | 20,000円（税別） |  |  |  |

■　出展追加備品（税別）（□に✓を記入してください）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品目 | 価格 | 質問 |
| 電源 | 200円/日 | □要（無料）　□不要 |
| Wifi | 無料 | 通信状況が不安定な場合もあります |
| 延長コード |  | 各自ご用意ください |

■各自の車で備品を搬入搬出する方は、車種、№を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 車種 |  |
| № |  |

■11月10日㈪13時～17時指定で荷物の配送を春日井商工会議所に郵送されますか？

□Yes　□No

■振込み期限　主催者の請求書発行後、1か月以内にお願いします。

■申込み期限9月30日です。

■キャンセルの受付可能は9月30日までです。それ以降のキャンセルは請求書代金の全額を必ずお支払いください。

申込書送付先（一社）日本室内空気保健協会　第二回住まいのGoodAirEXPO実行委員会

愛知県春日井市大泉寺町１２１－２

TEL：０９０４２６０５０９５　Email：[kanalle.aichi@gmail.com](mailto:kanalle.aichi@gmail.com)

**出展規約**

第二回住まいのGoodAirEXPO（以下「本展示会」といいます）へ出展される方（以下、出展の申込をする方を含めて「出展者」といいます）は、本出展規約（以下「本規約」といいます）に定められた条件に従って出展を行うものとします。

**第１条 出展契約と小間使用の権利**

１．出展者は、本展示会への出展を希望する場合、本展示会の主催者が別途定めた「出展申込書」に必要事項を記載したうえで、主催者に送付するものとします。

２．主催者は、出展者から送付された「出展申込書」記載事項などにつき確認、承認の後、出展料金に関する「請求書」を出展者に送付します。

３．主催者が「請求書」を出展者に発送することによって、「出展契約」が成立したものとします。但し、出展者が「請求書」記載の指定期間内に本規約第４条に従って出展料金全額を完納するまでは、出展者小間を使用する権利は発生しないものとします。

**第２条 規定の遵守**

１．出展者は、本規約を遵守するほか、主催者が本展示会に関して定めるその他の定め（出展申込書に添付されている申込要項や出展者マニュアル（以下合わせて「マニュアル等」といいます）の記載事項を含みます）を遵守することに同意するものとします。出展者は出展契約に規定された事項が本展示会の利益保護の為と解釈し、その実行に協力するものとします。

「出展契約」とは、本規約と前項に定めるマニュアル等から構成されるものとします。なお、本規約とマニュアル等とで異なる定めを成した場合、当該マニュアル等に別段の定めがない限り、本規約の規定を優先して適用するものとします。

**第３条 出展申込の拒絶**

１．主催者は、出展者又は展示を予定している展示物が、本展示会開催目的や出展対象に適さないと判断した場合、出展申込みを拒絶する権利を有するものとします。なお、主催者は拒絶の理由を説明する義務を負いません。

**第４条 出展料金の請求と支払い**

１．第1条に基づき「出展契約」が成立した場合、出展者は、 「請求書」に記載の期日までに、出展料金全額を、主催者が指定する金融機関の口座に振込むことにより支払うものとします（手形での支払いはできません）。また、振込手数料は出展者が負担するものとします。

２．出展者が「請求書」の期日までに出展料金全額の振込みを行わない場合、主催者は、当該出展契約が解約されたものとみなすことができるものとし、その場合、主催者は、出展者に対し、本規約第5条に従いキャンセル料を請求することができるものとします。

**第５条 出展申込後の取消しとキャンセル料**

１．出展者が出展申込みを行った後、出展者からの出展契約の解約・変更は、主催者の責めに帰すべき事由による場合を除き、認められません。

２．前項に拘わらず、出展者が出展契約の解約・変更を希望する場合、主催者に対し、その理由を明記した書面による解約通知を送付するものとし、主催者が当該通知を受領した日（以下「基準日」といいます）に応じた以下のキャンセル料を、出展者は直ちに主催者に支払うものとします。出展者が当該キャンセル料を支払った時点で、主催者と出展者間の出展契約は解約されたものとします。

**＜キャンセル料＞**

基準日：2025年9月30日（火曜）から11月11日まで

出展料金 全額の100％

３．前項に基づき出展者が解約通知を行った時点で、 出展者が既に主催者に対して出展料金の全部又は一部の支払いを行っている場合、前項に定めるキャンセル料は、当該支払済みの出展料金から充当されるものとし、充当後残金がある場合は、主催者の定めた方法及び期日において主催者から出展者に返金します。なお、出展者は、主催者に支払済みの出展料金がキャンセル料に満たない場合はその差額を、出展者が出展料金を全く支払っていない場合はキャンセル料全額を、 直ちに主催者に支払うものとします。

４．出展者が、その解約通知から2週間以内に、前項後段で規定するキャンセル料又は差額を主催者に支払わない場合、 第4条に定めるキャンセル料の基準日に拘わらず、キャンセル料は、出展料金全額の100％となるものとします。

**第６条　駐車場**

荷物の上げ下ろしのみ、春日井商工会議所に隣接している駐車場に停めてよいですが、それ以外の時間は、近隣の有料駐車場にお停めください。詳細はこちら↓

<https://www.navitime.co.jp/parking/around/?spt=00011.050518189>

**第７条　ごみ**

１．各自のごみはお持ち帰りください。

２．飲食ブースの企業は、お客様に提供した弁当箱やカップなどはゴミ袋を各企業が用意し持ち帰りください。

**第８条　衛生面**

１．各自のブースが要因で来場者、イベント関係者などが食中毒などにならないよう最大限の努力をしてください。仮に食中毒・アレルギー事故等が発生した場合、関係企業が責任を負っていただき、保健所の指導のもと対応をしていただきます。

**第９条　届け出（飲食ブース）**

１．食品営業許可または届け出を申請してからご出展ください。どちらが対象かは下記のホームページをご確認ください。許可となるまでに一カ月間必要です。

詳細は<https://www.pref.aichi.jp/site/gyoute/2040.html>

**第１０条 協力義務**

１．出展者は本展示会の開催における必要な物品、宣材写真、製品情報、コメントなどの提供やその他協力に関して、主催者からの要請に従うものとします。

２．出展者は、本展示会にて撮影された写真、映像及びその他データを主催者又は主催者が指定した者が広報活動の目的のために作成する印刷媒体、刊行物、インターネット、テレビ放送等で使用することを許諾するものとします。

**第１１条 個人情報の取り扱いについて**

１．主催者及び出展者は、出展契約の履行にあたって、「個人情報」を取扱う場合、個人情報保護法及び個人情報保護委員会のガイドラインなど適用される法令・規則を遵守するものとします。

２．出展者は展示などを通じて取得した「個人情報」について第三者提供を行う場合は、必ず当該「個人情報」の本人からの同意を得るものとします。出展者が展示などを通じて取得した「個人情報」の本人との間で紛争などが生じた場合は、 出展者の責任と費用で当該紛争の解決にあたるものとし、 主催者は当該紛争に関して責任を一切負わないものとします。

３．主催者は、出展者・来場者、また本展示会開催により得られた「個人情報」については、主催者の個人情報保護方針に基づき、適切な管理を行うものとします。なお、主催者は、出展者の「個人情報」を本展示会運営協力者（基礎工事、電気、広報等）へ提供することができるものとします。また、 主催者は、 主催者による本展示会並びにその他の事業に関する連絡・告知などに使用することもできるものとします。

**第１２条 損害賠償**

１．主催者は、会場全体の管理・保全について誘導員を配置するなど事故防止に最善の注意をはらうものとします。主催者は、会場内において、火災や盗難等その原因の如何を問わず、出展者又は来場者ら第三者に生じたいかなる損失・損害について、主催者の責めに帰すべき事由による場合を除き、一切その責任を負いません。

２．出展者は、自社小間内の展示及び活動により会場又は会場設備並びに他の出展者及び来場者等に損害を与えた場合、当該損害について、出展者（出展小間への来訪者など出展者の関係者を含む）に過失があったか否かを問わず一切の責任を負うものとし、主催者は何ら賠償する義務を負いません。

３．出展者の責めに帰すべき事由により主催者に損害を与えた場合、出展者はこれを賠償するものとします。

主催者は、あらゆる本展示会媒体資料・データなどに、偶発的に生じた誤字・脱字などに対して責任を負わないものとします。

**第１３条 保険**

主催者は、会場への展示物搬入開始から撤去までの期間に必要と思われるものについて損害・傷害保険に加入することを、出展者へ推奨します。

**第１４条 展示会の延期・中止**

１．天災地変、疫病（感染症の広範囲にわたる流行及び本展示会の会場周辺での地域的な流行を含む）、社会インフラ（電力、通信、交通機関を含む）の重大な障害、テロ、公権力の行使その他不可抗力により本展示会開催が困難と主催者が判断した場合、主催者は、本展示会の延期又は中止（取りやめ、開催期間中の一時的な中止を含む。本条において以下同じ）を決定できるものとします。

２．主催者は、前項に基づき本展示会の開催を中止した場合、それに伴って出展者に生じた損害について何ら賠償する責任を負わないものとします。但し、本展示会を事前に中止した場合は、中止決定日までに要した諸経費等（中止決定日までに支払い義務が生じた経費を含む）を出展料金から差し引き、残金があった場合は出展者に返金します。なお、３．主催者が出展者に対して出展料金を返金するのは本条に明確に規定されているもののみです。

主催者が第14条第二項目に基づき本展示会の開催を延期する場合、出展者の支払った出展料金は、当該延期された展示会への出展料金に充当するものとします。但し、本展示会が大幅に延期されることにより、出展者の営業活動上、本展示会へ出展する意義に重大な影響があることを出展者が主催者に通知し、主催者がそれを認めた場合、出展者は、出展契約を解除することができるものとします。その場合、主催者は、本条第２項に準じて出展料金の返却を行うものとします。

４．主催者は、本展示会が中止又は延期された場合であっても、出展者に対し、本条第14条第二項目に定められた返金を行う以外、何ら債務を負担しないものとします。

５．本展示会が主催者の責に帰すべき事由により中止となった場合、主催者は、出展料金を全額出展者に返金します。この場合、出展者は主催者に対して、本展示会中止によって生ずる一切の損害賠償請求を行わないものとします。

６．本展示会が主催者の責に帰すべき事由により延期となった場合、出展者は出展契約を解除することができます。この場合、出展料金は全額返金しますが、本展示会延期によって出展者に損害が生じても、主催者に対して損害賠償請求を行わないものとします。

７．本条第14条に定めるほか、出展者、来場者、主催者等（本展示会の運営に関係する者を含む）の生命・健康・財産に被害が及ぶおそれのある事態が生じた場合、主催者は主催者の判断により、本展示会の延期又は中止を決定できるものとします。その場合、主催者は本条の規定を適用することがきるものとします。

**第１５条 解除**

１．出展者が次の各号のいずれかに該当した場合、主催者は、何らの通知催告なしに、また出展者に対して何らの賠償を行うことなく、直ちに出展契約を解除できるものとします。

①所有物件又は権利につき、差押、仮差押、仮処分、競売の申立又は租税公課の滞納督促若しくは滞納による保全差押を受けたとき（但し、第三債務者として差押又は仮差押を受けた場合を除く。）

②支払停止があったとき、又は破産、 民事再生手続若しくは会社更生手続の開始の申立があったとき

③手形交換所から不渡報告又は取引停止処分を受けたとき

④監督官庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき

⑤出展者又は展示を予定している展示物が、 本展示会開催目的や出展対象に適さないと主催者が判断した場合、 その他出展者の社会的信用にかかわる民事上、 刑事上又は行政法上の問題、違法又は不当な行為、犯罪行為その他が行われ又はその恐れがあると認められ、出展者が本展示会に出展を行うことが社会的に妥当性を欠くと主催者が判断したとき

⑥暴力団、暴力団関係団体もしくはその関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき、又はこれらの反社会的勢力を利用していることが判明したとき

⑦出展者が「請求書」の期日までに出展料金の振込みを行わないとき

⑧出展者が本規約各条項の一に違反し、主催者からの催告にもかかわらず、主催者が定めた相当期間内に当該違反状態が治癒されないとき

２．本条に基づき主催者が出展契約を解除した場合、出展者は出展料金全額の支払いを免れず、すでに出展者が出展料金を支払った場合でも、主催者は一切返金する義務を負わないものとします。

３．本条に基づき主催者が出展契約を解除した場合、当該出展者に損害が生じたとしても主催者はこれを賠償する責めを負いません。また、解除により主催者に生じた損害について、主催者が当該出展者に対して損害賠償請求することを妨げないものとします。

**第１６条 合意管轄**

出展契約に関する訴訟については、名古屋地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。